

日液協第29～64号
平成30年3月14日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成29年度METI・ガス安全室立入検査結果（第3四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度の立入検査（第3四半期分）の結果が3月9日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、ガス安全室長による口頭注意1件、担当官による口頭注意3件となっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/04/300309.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、北邨、橋本）

平成29年度立入検査等の結果について(第3四半期分)

1. 立入検査の結果

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1 平成29年10月13日	南紀プロパンガス株式会社	本社	指摘あり		<p>立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、12月18日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。併せて担当官からの口頭注意も行った。</p> <p>1. ガス安全室長による口頭注意 次の不適切な事案について、直ちに改善措置を講ずること、及び他の事業所において類似事案の有無について調査し、該当した場合には、直ちに改善措置を講ずること。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告すること。 ○販売所等の変更の届出 平成27年4月に委託先保安機関の追加等の変更があったにも関わらず、液石法第8条の規定に基づく変更の届出がなされていなかった。 ○書面の交付 液石法第14条の規定に基づく一般消費者等と販売契約を締結した際に交付する書面について、一部の一般消費者等において保安業務を行う保安機関が変更した旨の再交付が行われていないほか、一部の質量により販売した一般消費者等に対して書面の交付が行われていなかった。 ○報告の徴収 液石法施行規則第132条に基づき提出する、販売事業報告について、適切な内容の報告がなされていなかった。 【口頭注意を受けた上記の事項を改善、原因の把握、法令遵守を徹底する意識改革及び体制整備を含めた再発防止策について、同社より報告があった。】</p> <p>2. 担当官による口頭注意 ○業務主任者の職務関係 各種保安業務実施結果について、業務主任者として保安業務の実施及びその結果を確認したことが判断できるような措置を講ずること。 ○保安業務関係 保安業務の委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、配送データとして取り交わしていたことから、委託契約に係る一般消費者等の情報は、配送データとは別に取り交わすこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】</p>
2 平成29年10月16日	関彰商事株式会社	下館LPGセンター	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3 平成29年11月10日	イワタニ福島株式会社	原町支店	指摘あり	担当官による口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○業務主任者の職務関係 ・保安業務実施結果で判明した供給設備における技術上の基準に適合しない事案について、その状況を適切に監督し、必要に応じて技術上の基準に適合するよう措置を講ずること。 ・各種保安業務実施について、法令で定める期限内に実施するように監督するとともに実施したことを確認すること。 ○保安業務の委託契約関係 ・保安業務の委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名についてまで含め、適切に取り交わすこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】</p>
4 平成29年11月14日	伊丹産業株式会社	丹波ひかみ営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○保安体制の整備状況 ・社内での他の保安機関の保安業務資格者を緊急時対応業務等に就かせる場合には、その者の業務に支障ない範囲内で、事前に営業所間で確認表を作成する等して適切な管理を行うこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】</p>
5 平成29年12月25日	有限会社保安センター東	加古川支店	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
6 平成29年12月26日	共和商事株式会社	佐用営業所	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

2. その他行政指導等の結果

該当なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)